

沿岸広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月31日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1）道路の種類 県道
 （2）路線名 津軽石停車場線
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市津軽石第5地割58番1地先から津軽石第5地割99番10地先まで	新	B 6.5～5.5	m 333.9
宮古市津軽石第4地割18番地先から津軽石第1地割109番15地先まで	旧	A 21.6～5.2	520.1
宮古市津軽石第5地割58番1地先から津軽石第5地割99番10地先まで		B 6.5～5.5	333.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 イ 期間 令和2年3月31日から同年4月30日まで

- 2（1）道路の種類 県道
 （2）路線名 宮古山田線
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第2地割33番130地先まで	新	A 46.5～11.0	m 850.9
下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第2地割33番130地先まで	旧	A 46.5～11.0	850.9
下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第2地割111番9地先まで		B 27.0～4.3	1219.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 イ 期間 令和2年3月31日から同年4月30日まで

- 3（1）道路の種類 一般国道
 （2）路線名 340号
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字火石5番1地先から35番17地先まで	新	B 69.6～16.4	m 812.0
	旧	A 10.7～4.7	844.2
		B 69.6～16.4	812.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 令和2年3月31日から同年4月30日まで